

第 1 4 回

太平洋広域漁業調整委員会

平成 2 2 年 1 1 月 1 7 日 (木)

水産庁

1. 開催日時

平成22年11月17日(木) 10:30～

2. 開催場所

農林水産省 講堂

3. 出席委員

【会長】

学識経験者 松岡 英二

【都道県海区互選委員】

北海道海区 川崎 一好

青森海区 松本 光明

岩手海区 大井 誠治

宮城海区 阿部 力太郎

福島海区 佐藤 康德

茨城海区 西念 幸吉

千葉海区 小滝 季儀

東京海区 竹内 正一

神奈川海区 宮川 満

静岡海区 谷澤 輝雄

三重海区 黒田 耕一郎

和歌山海区 海野 益生

徳島海区 井元 健二

高知海区 和田 義光

愛媛海区 佐々木 護

大分海区 平川 直美

宮崎海区 宇戸田 定信

【農林水産大臣選任委員】

漁業者代表 野崎 哲

漁業者代表 山田 洋二

漁業者代表	清家 一徳
漁業者代表	金井 関一
漁業者代表	鈴木 廣志
漁業者代表	宮本 英之介
学識経験者	山川 卓
学識経験者	高成田 享

4. 議題

- (1) 会長等の互選について
- (2) 水産資源の状況について
- (3) 資源回復計画について
 - ・マサバ太平洋系群資源回復計画について
- (4) 資源管理に関する連絡・報告事項について
- (5) その他

5. 議事内容

開 会

○坂本管理課課長補佐 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第14回太平洋広域漁業調整委員会を開催いたします。

本日は、海区互選委員のうち、愛知県の吉戸委員、それから農林水産大臣選任の石田委員がやむを得ずご欠席とご連絡いただいております。委員定数28名のうち、定足数である過半数を超える26名の委員のご出席を賜っておりますので、漁業法第114条で準用いたします同法第101条の規定に基づき、本委員会は成立していることをご報告いたします。

この委員会の議事進行につきましては、本来、会長にお願いするところですが、本年7月に石原英司会長がご逝去されたために不在となっております。そのため、この後、委員会で会長の互選を行うこととしておりますけれども、それまでの間につきましては、本委員会の事務規定の第4条に基づきまして、会長代理の職にあります山川委員に本会の進行をお願いいたします。

それでは、山川会長代理、進行をよろしくお願いいたします。

○山川会長代理 本日はお忙しい中、委員の皆様におかれましては、当太平洋広域漁業調整委員会へご出席くださいまして、誠にありがとうございます。

先ほど、事務局からご説明がありましたとおり、本年7月に石原英司会長が急逝されたとのことでございまして、石原会長におかれましてはその卓越したご見識のもとで、当太平洋広域漁業調整委員会におきましてリーダーシップを発揮していただきただけに、まことに残念でございます。故石原英司会長のご冥福をお祈りしたいと思います。

本日は会長を互選するまでの間、会長代理といたしまして私が進行役を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日、水産庁から、江口資源管理部長、それから内海管理課長、長谷沿岸沖合課長、木島管理課資源管理推進室長、また、独立行政法人水産総合研究センターから、中央水産研究所の谷津資源評価部長ほか多数の方々のご出席しておられます。

議題に入ります前に、代表して水産庁の江口資源管理部長から、ご挨拶をいただきたいと思っております。江口部長、よろしくお願いいたします。

○江口資源管理部長 ただいまご紹介いただきました、水産庁資源管理部長の江口でござ

ございます。よろしくお願いいたします。

本日、第14回なります太平洋の広域漁業調整委員会が開催されるに当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。まず委員の皆様方におかれましては、お忙しい中こうしてお集まりをいただきまして、厚く御礼申し上げます。それから、日ごろから水産資源の管理あるいは漁業調整、そういった課題にご尽力をいただいているということに対しましても、改めて御礼を申し上げたいということでございます。

広域漁業調整委員会でございますけれども、改めて申すまでもないんですが、都道府県の区域を越えまして分布回遊する資源の適切な管理を目的として設置をされております。それで、国が作成をする広域の資源回復計画を中心といたしましてご審議をいただいているところであります。資源回復計画につきましては、現在全国で18の広域計画、48の地先計画が今、実施をされております。それに基づいて資源回復のための取り組みが全国的に展開をされております。

資源回復計画でございますけれども、関係する漁業者、行政、あるいは研究の担当者が計画の対象となる水産資源の管理について、継続的に協議をしながら資源管理を進めていくということでございますが、これまでの数年に及ぶ取り組みによりまして、資源管理の意識や取り組みの向上が図られてきたというふうに考えております。それから、実際に資源状況の改善が見られているというものもございます。こういった成果を踏まえながら、今後さらに水産資源の管理を強化していくということが重要であるというふうに考えております。

それから、ここで所得補償について触れておきたいんですけれども、現在、水産庁では来年度の予算要求におきまして、資源管理・漁業所得補償対策というものを打ち出しております。この対策は、計画的に資源管理に取り組む漁業者の皆様を対象にいたしまして、漁業行政の仕組みを活用して収入安定を図ると、こういった取り組みでございます。資源管理の体制といたしましては、まず国、それから都道府県がその資源管理指針を策定し、これに基づいて漁業者自らが資源管理計画を作成し、自主的な資源管理に取り組むと、こういった仕掛けを考えております。

これにつきましては、もちろんまだ正式に決定したものではありませんけれども、関係の都道府県、漁業者団体、漁業者の方々の今、ご意見を伺いながら、来年度からの円滑な実施に向けて現在、鋭意準備を進めているところであります。今日は、この所得補償の基本的な仕組みや考え方につきましても、この場を利用してご紹介をさせていただきたいと

いうふうに考えております。

最後になりますけれども、本日は寒い中恐縮でございますけれども、ご出席の委員の皆様方から有意義なご意見をいただきご審議をいただきまして、資源管理の一層の推進が図られるように祈念をいたしまして、私のご挨拶といたします。どうも今日はよろしくお願いいたします。

○**山川会長代理** 江口部長、どうもありがとうございました。

江口部長におかれましては、この後のご予定の関係で、ここで退席されるとのことですので、どうもありがとうございました。

(江口資源管理部長、退席)

○**山川会長代理** では、まず初めに、故石原委員が抜かれた後の後任の委員の方が選任されて、本日まで出席しておられますので、ここでご紹介いたします。

学識経験者で大臣選任委員の松岡英二委員です。

では、松岡委員から簡単に自己紹介をよろしくお願ひしたいと思います。

○**松岡委員** ただいまご紹介いただきました松岡でございます。現在、水産土木建設技術センターに所属しております。よろしくお願ひいたします。

○**山川会長代理** どうもありがとうございました。

それでは、議題に入ります前に、配付資料の確認を事務局からよろしくお願ひいたします。

○**坂本管理課課長補佐** 事務局をしております水産庁管理課の坂本でございます。

それでは、お手元にお配りしています資料の確認をさせていただきます。封筒に入っている資料でございますけれども、まず、本日の議事次第、それから委員名簿、それから配席図、出席者名簿。それから、資料1、こちらのほう最後の8ページ目が抜けておりまして、この会議始まる直前に配付させていただいております。申し訳ございません。それから続きまして、資料2、資料3-1、資料4-1と、ホチキス留めをした資料が4点ございます。

それから、配席図と出席者名簿ですけれども、先ほど石田委員がご欠席と申しましたけれども、そちらのほうにはお名前が残ったままとなっております。急なご欠席で資料の差し替えが間に合わず、どうも申し訳ございません。

資料のほうは以上ですけれども、もし不足等ございましたら事務局のほうまでお申しつけください。また、説明の途中でも、資料の落丁がございましたら、その都度お手数です

けれども事務局のほうにお申しつけください。よろしく願いいたします。

○**山川会長代理** よろしいでしょうか。

それでは、まず最初の議題で、「会長等の互選について」に入らせていただきたいと
思います。漁業法等の規定に基づきまして、本委員会の事務規程第4条において、会長につ
きましては委員の互選によって選出することとされておりますけれども、どなたか立候補
もしくはご推薦される方がいらっしゃいましたら、ご意見をよろしく願いいたします。

大井委員。

○**大井委員** 岩手海区の大井でございます。本委員会は広域的な資源管理に関しての協
議や調整などを行う場でございますので、中立的な立場の学識経験委員の方で、会長には
ご見識も豊富な松岡英二委員をお願いをしたいと思います。よろしく願いします。

○**山川会長代理** ご意見を賜りまして、ありがとうございます。

ただいまの大井委員のご提案を、皆様にお諮りしたいと思います。会長を学識経験委員
の松岡委員をお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

○**山川会長代理** それでは、会長は松岡英二委員をお願いすることにいたします。

松岡会長におかれましては会長席にお移りくださいまして、以後の議事進行をよろしく
お願いいたします。

(松岡委員、会長席に移動)

○**松岡会長** ただいま、会長の職を仰せつかりました松岡でございます。今回この委員
会に初めて出席させていただきますけれども、大変身に余る光栄でございます。身が引
き締まる思いがしておるわけでございます。

今回の広域漁業調整委員会、広域にまたがる資源管理の関係を審議される所と聞いて
おりますけれども、私自身、大変微力ではございますけれども、全力を尽くしてこの職
を務めさせていただきたいと、かように考えております。委員の皆様方におかれましては、
今後ともご協力のほどをよろしく願いいたします。

それでは、座って議事を進めさせていただきたいと
思います。

それでは、議事に入らせていただきますけれども、最初に、後日まとめられます本日の
委員会の議事録署名人を選出しておく必要がございます。これにつきましては、委員会の
規程によりまして会長の私からご指名させていただくこととなっておりますので、僭越で
ございますけれども指名させていただきたいと
思います。

都道府県海区の互選委員からは和歌山県の海野益生委員、農林水産大臣選任委員からは山田洋二委員のお二方を議事録署名人としてお願いしたいと思っております。お二方、よろしくお願いしたいと思います。

本日の委員会でございますけれども、初めに独立行政法人水産総合研究センターから、資源回復計画の対象魚種であるマサバ太平洋系群の資源状況につきまして、ご説明をいただくこととなっております。

続きまして、本委員会に設けられました部会の区域をまたがる資源回復計画でありますマサバ太平洋系群資源回復計画の取組状況についてのご報告がございます。委員の皆様方、よろしくお願いいたします。

それでは、さっそく議題の（２）でございますけれども、「水産資源の状況について」に入りたいと思っております。

マサバ太平洋系群の資源状況につきましては、独立行政法人の水産総合研究センター中央水産研究所資源評価部の谷津部長からご説明をお願いしたいと思います。谷津部長、よろしくお願いいたします。

○**谷津資源評価部長** ただいまご紹介にあずかりました中央水産研究所の谷津でございます。座って説明させていただきます。

資料といたしましては、資料１の３ページから、それから追加で１枚紙で配られました９ページまでを使いましてご説明いたします。まず３ページをご覧ください。

これは平成22年度の資源評価票、いわゆるダイジェスト版というものでございまして、既に農林水産省あるいは当水研センターのホームページで公開されているものでございます。

マサバにつきましては、皆様ご存じかもしれませんが、まず簡単に生物学的特徴をご説明したいと思います。寿命は７歳以上、成熟開始年齢、これは１歳では０、すなわち未成魚でありますけれども、２歳の半分、３歳のすべて、４歳以上はすべてということで、大体２歳から成熟をし始めて、３歳以上ですべて成熟いたします。ただし、ここに書いてあるように、資源状態あるいは年によってこの割合というのは若干変動いたします。

分布回遊でありますけれども、その図にありますように、産卵場は千葉県から鹿児島辺のあたりに分布しておりますが、本系群の主な産卵場は伊豆諸島の北部海域にございます。体重と年齢の関係はそちらの図にございますように、大きくなりますと１キログラムを超えるということになります。

漁業の特徴といたしましては、常磐から三陸北部、年によりまして道東海域も含めますけれども、大中型まき網は9月から12月を中心にほぼ周年操業されております。一方、たもすくい及び捧受網、これは火光利用漁業ということでございますけれども、その主漁場は伊豆諸島海域で、主に産卵期に集群する親を対象としております。そのほか、太平洋の沿岸全体で定置網、遠州灘以西では中型まき網も漁獲しております。

漁獲統計では、ゴマサバと合わせてサバ類として計上されておりますけれども、我々水研あるいは都道府県の水試さんによりまして、市場の銘柄組成あるいは生物測定によりましてゴマサバとマサバを判別して漁獲量を推定してございます。

これからご説明します漁獲量とか資源量は、すべて7月を起点といたします漁期年で表示しておりますのでご注意ください。

それでは、次の4ページをご覧ください。4ページの左上に漁獲量の変遷が1970年から示してございます。紫色の棒が我が国のこの太平洋系群のすべての漁獲量を示しております。一番多かったのは1978年だと思いますけれども、140万トンを超えております。そのころから徐々に減少しまして、現在はかなり低いレベルにあるということになります。

その下にグラフで左側にありますけれども、資源量と漁獲割合のグラフがあります。資源量は1970年代には400万トン程度ありましたけれども、80年代前半に150万トンぐらいに減りまして、その後加入量の減少と強い漁獲圧が生じまして資源量が減少しまして、近年では低い水準になっております。

その右側が、親魚量と加入尾数の毎年々の関係を示したものです。黒い丸が1970年から85年、白い丸が86年以降でございます。ご覧のように黒い丸は45万トン以上の親魚量がありまして、この時代には加入量は最低でも20億尾以上ということでありましたけれども、86年以降、親魚量が40万トンを切った状態におきましては、高い加入量40億尾ぐらい、ここに96と示してありますけれども、96年生まれ、96年級と呼んでおりますけれども、このように高い加入が出る年もあります一方、数億尾以下という非常に低い年が多く見られております。

次、7ページのほうに移っていただきます。ここでは少し年級群というものに注目して、特に卓越年級群というものに注目して、資源の動向とあわせてご説明したいと思っております。先ほど申しましたように、漁獲量は1978年に147万トンという大変多い漁獲量を得たわけですけれども、その後急激に減少しまして、90年、91年というのは2万トンまで減少いたしました。その後、92年級、96年級という卓越が発生しました。

これは図の2でございますけれども、図の2は漁獲量を、うろことか耳石で年齢査定いたしまして、年齢別に漁獲量ではなくて漁獲尾数で示しております。さらに色分けで年齢を示しております、濃い青が0歳、薄い青が1歳、白が2歳、黄色が3歳というふうに示しております。

これをご覧いただきますと、70年代、80年代、資源量がかなり多かった時代には、黄色のところ結構目立っております。もちろん0歳、1歳もかなりとってございましたけれども、2歳、3歳、4歳という、いわゆる成熟魚もかなり漁獲していたと。言いかえれば成熟魚が多かったとき、資源量も多かったのもうこれだけ獲れたということが言えると思えます。ところが90年代に入りますと、ここにありますように92年に濃い青が少し高くなっております。93年に薄い青、これ1歳でございますので、92年生まれがかなり多かったということになります。残念ながら93年、94年と、そのあたりで黄色いところがほとんど見えないということございまして、いわゆる0歳、1歳という未成魚のときにほぼ獲ってしまったという状況にあります。同様に96年級も、0歳でかなり獲って、1歳でもかなり獲れましたけれども、それ以降獲れなくなってしまったということございまして。

このように、90年代に入りまして漁獲年齢が0、1歳という未成魚に偏ってしまった結果、資源がなかなか回復しないという状態が続いておりました。

ところが、2004年、右側に近年だけ拡大して示してございますけれども、2005年に薄い青、これが1歳でございます、2006年の白が2歳、2007年の黄色が3歳ですので、2004年生まれが非常に多かったと。しかしながら、その92年級、96年に比べまして、2歳、3歳で結構とれたということは、いわゆる0歳、1歳の漁獲が資源回復計画などによりましてかなり獲り控えられた結果、親まで生き残ったという状況になっております。

一方、2007年に濃い青のところがたくさん出てまいります。これは2008年の1歳、2009年の2歳ということで、2007年級もかなりたくさん発生したということになります。

次に8ページに移ってまいります。8ページの上に図の3というのがございまして、これは0歳魚及び1歳に対する漁獲係数。漁獲係数といいますのは、いわゆる漁獲の強さというものをあらわすというふうにお考えください。これを見ますと、1970年代から80年代はおおむね0.5以下で、低い漁獲圧でございました。しかしながら、先ほど申しました92年級が発生しまして、直後から0歳及び1歳の漁獲圧がかなり高まっております。このような未成魚に対する漁獲圧の高まりが、せつかく発生しました卓越年級群を親まで獲り残すことなく利用してしまったということございまして。

ところが、2002年以降かなり0歳、1歳の漁獲圧が減少しまして、80年代ぐらいのレベルに低下いたしました。ということで、先ほど申しました2004年級、2007年級が親になるまである程度獲り残されたということになったというふうに、水研センターでは分析しております。

次に、図の4というものが下にありますね、こちらをご覧ください。資源量、先ほど申しましたように最近では低位ということでございますけれども、先ほどの卓越年級群の2回の発生に加えまして、0歳、1歳に対する漁獲圧が減少した結果、近年ではやや資源量が持ち直して、100万トンまではいきませんが、かなり往時に比べれば2倍以上増加したということになります。

右側に近年の資源量と漁獲割合を示しておりますけれども、資源量は大体60万トンから80万トンぐらいでございます。一方、漁獲割合、これは資源量のうちどのぐらい漁獲したかという割合で示したものでございますけれども、図の4の左側でご覧のように、1990年代は結構高くございまして、年によっては50%を超えるというところまで漁獲割合が高まっておりますけれども、近年では25%かそれ以下ということで、大体80年代から70年代並みの漁獲割合に低下しております。

続きまして、図の5、9ページをご覧ください。こちらのほうは棒グラフがSSBと書いてありますけれども、親魚を、先ほど2歳で半分、3歳以上で100%と申しましたけれども、それぞれの年で年齢別の資源量と成熟割合を加味しまして、系群全体の親魚量を推定しております。これも資源量の推移と同様に、70年代、80年代前半はかなりたくさん親がおりましたけれども、90年代にかなり低下いたしまして、ここ数年20万トンを超えるレベルまで回復してきております。

次に、太い折れ線グラフ、これが加入量、加入尾数でございますけれども、当然ながら70年代にはかなり多くございましたけれども、先ほど申しましたように1992年、96年、それから2004年というところで高い加入量が得られております。この加入量を親魚量で割った値、これがちょっと前に戻りますけれども、8ページの中ごろに資源状況というタイトルの3行目から4行目にかけて、再生産成功率、英語でRPSと書いてありますけれども、これはここにありますように加入尾数をその加入を生んだ親魚量で割ったものと。つまり、どれだけ親から生まれた卵がうまく稚魚になって、0歳で漁業に加入したかと、そういう指数でございます。この再生産成功率というのは、いろいろな要因で変動いたしますけれども、主に水温とか餌環境とか、そういう稚魚の時代の生き残りが変動すること

によって大きく変わってくると、そういう性質の指標値でございます。

それでは、9ページにまた戻っていただきます。先ほどの92年級、96年級は、その再生産成功率、R P Sで見えていただきますと、非常に高い値でございました。それから、2004年級もかなり高い値でございます。70年代、80年代が10ぐらいにあったところに比べましても、本当に数倍高い再生産成功率がありました。ということは、非常によい海洋環境に恵まれたというふうに解釈しております。

一方、先ほど申しました近年の2004年級とか2007年級でございますけれども、これにつきましては再生産成功率、この白丸で示しておりますけれども、これは2004年級とか92、96年に比べればかなり低いと。言いかえれば70年代から80年代並みの、その程度の再生産成功率しかありませんでした。

しかしながら、この太い折れ線グラフでありますように、2007年級は20億尾ぐらい、それから2009年級もその程度加入があるというふうに見込んでおりましたけれども、この原因はやはり親が増えてきて、低い再生産成功率ですけれども加入が多かったということで、いわゆる資源回復計画などの管理の効果が現れているというふうに解釈しております。

最後に、今年生まれ、2010年生まれ、2010年級の見積もりをお示ししております。図の6をご覧ください。これは当中央水研と東北水研が共同で行っております、北上期の、北上期といいますのは大体6月から7月ぐらいでございますけれども、それで太平洋のかなり広い範囲でもって表層トロールを調査船で曳きまして、それで得られました加入の指標値でございます。この折れ線グラフが、今までの調査結果と資源量推定値で得られました加入量から求めました推定の加入量でございます。2010年は17.4億尾というふうに推定しております。白い棒グラフのほうが資源計算によって出てきました加入尾数でございます。

ご覧のようにぴったりは合っておりませんが、かなりよく合っているということでございますので、2010年生まれは、この2007年級あるいは2009年を少し下回る程度の加入ということで見込んでおります。このようにある程度高い加入が2年続けてきていると考えておりますので、これから管理を、ますます資源回復計画を継続して、これを大事に、この2年続けて起きました20億尾前後の加入を大事にすることによって、資源は今後さらに増加するのではないかとこのように期待しております。

以上です。

○松岡会長 どうもありがとうございました。

今、谷津部長からマサバ太平洋系群の資源状況ということで、最近の状況も含めてかなり詳しくご紹介をいただいたわけでございますけれども、この点につきまして皆様方から何かご質問等がございましたらお受けしたいと思いますけれども、いかがでございましょうか。

はい、高成田委員、お願いいたします。

○高成田委員 先月、ノルウェーでサバ船に乗ってきたものですから、サバに興味があってちょっとご質問したいんですけれども。

こういうグラフを見ていると、70年代、80年代にかけての非常に高位の水準で資源があり、今は非常に低位だということですね。資源からいけば中位なり高位なりに持っていったほうが良いというふうに思うんですけど、そのためにはもっと漁獲圧力を減らす、あるいは資源管理を徹底すれば70年代、80年代の水準に戻っていくものなのか、それともレジームシフトというようなことで、そういうことは望めないものなのか、資源管理をどんなふうに考えたらいいのかということをお教えいただければと思います。

○松岡会長 はい、谷津部長、お願いできますでしょうか。

○谷津資源評価部長 先ほど、再生産成功率が自然環境によってかなり変動するということを申し上げました。

一例としまして、6ページをご覧くださいなんですけれども、6ページの下の方に、資源変動と海洋環境との関係ということで示してあります。左側の図はちょっとわかりにくいかもしれないんですけれども、再生産式というのがあります。また戻りますけれども4ページの真ん中右側に、先ほど説明しました親と加入量の関係という、この毎年毎年の相関図みたいなものがありますけれども、これに理論式を当てはめます。理論式というのは、親と子の関係の真ん中ぐらいいを通るようなものなんですけれども、それが平均的な、親がいたときにどのぐらいいの加入が期待できるかっていう理論式なんですけれども、ちょっとここには示してないんです。

しかしながら、そこを1本の線、真ん中を通るような線を引かしても、その期待値からかなり毎年毎年の加入量は、より多かったりより少なかったりということで、かなりばらつくわけです。その毎年毎年のばらつき具合と、太平洋の緯度経度1度マス目の水温の長い間の時系列があるわけですので、そのばらつきの時系列と水温の時系列の相関関係を計算したところ、この6ページの左下の図のようになります。

やさしく言いますと、白丸が大きいところ、これは水温が低ければよりよい加入がある

というところがございます。ですので、大体、黒潮域の水温が低いとよいと。特に主産卵場であります、伊豆諸島付近で大きな白丸が出ておりますけれども、伊豆あたりの水温が低い年は再生産環境がよいということが言えると思います。

それから、水温だけではありませんで、その6ページの文章のところにも3行書いてありますけれども、その海面水温、それから親魚量、それからマイワシの資源量もこのマサバの親子関係に関係あるというふうに考えておりました、そのような3つの指数を使いまして、いわゆる統計学的な重回帰分析といいますけれども、それで作りましたモデルがその右側のグラフになっております。

これが再生産成功率の実測値が黒線、その3つの指標で作りましたモデルの値が赤線ということになりまして、ぴったりは合いませんけれども、ある程度、再生産成功率が説明できるということになります。

これでいきますと、70年代初めというのはマイワシがまだ増え始めたばかりの年です。70年代というのは、割とこの黒潮のあたりの水温が低い時代、それからマイワシも少なかったけど、親も結構いたということがございますので、今、黒潮の水温というのがあまり冷たくありません。今年の冬は結構冷たかったんですね。ですので、これから環境がどうなるかわかりませんが、70年代初めのように水温が低い時代になった場合は、結構再生産成功率が高まって、70年代のように資源管理をしっかりすれば、いわゆる100万トン資源まで増加するのではないかと考えております。

○**松岡会長** 高成田委員、よろしゅうございますでしょうか。

そのほか、何かご質問ございますでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

それでは議題の(3)、関連しますけれども、「資源回復計画」ということでございます。「マサバ太平洋系群の資源回復計画」につきまして、事務局のほうから取組状況について説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○**坂本管理課課長補佐** それでは、お手元の資料2をご覧ください。マサバ太平洋系群資源回復計画の概要と取組状況についてご説明させていただきます。

繰り返しになりますが、この計画は卓越年級群の発生時にそのタイミングを逸することなく、未成魚を取り残して産卵親魚を確保する、それを目的としまして、産卵親魚量18万トン水準以上にするということを目指して、主要漁業であります太平洋北部水域の大中小型まき網漁業の漁獲努力量の削減等に取り組むと、そういった計画でございます。

2番の取組状況についてですが、まず休漁、こちらのほうこの表を見ていただきますと、2009年7月から2010年6月までの2009年漁期、この表でいいますと下から2行目のところなんですけれども、そこでの休漁日数というのは31日、休漁統日数としては970統日、操業統日数は1,611統日数、これを計算しますと削減率としましては38%の削減率になったということでございます。

2010年漁期、今年の7月からですけれども、今のところ休漁日数は12日、休漁統日としては365日という実績になっております。この休漁に合わせまして、漁獲状況に応じた自主的な操業時間の短縮などということも実施しております。

また、ミニ船団の試験操業、こちらのほうもやっておりますが、これについては後ほど、最後に資料がついておりますのでまた説明させていただきます。

では、次のページにいていただきまして、先ほどの資源状況のご説明と重なる部分もでございますので、簡単に端折ってご説明させていただきますが、まずこの参考1の左側のグラフですけれども、資源回復計画が開始されたのが2003年、この後2004年には卓越年級群に恵まれまして、その後07、09と加入量が比較的高い水準になったという状況で、右側のグラフですけれども、04年級群、それから07年級群、こちらのほうは各年級についてその漁獲尾数と資源尾数というものをしているんですけれども、04年級群、07年級群というのはその前の92年級群、それから96年級群に比べると、総じて0歳魚、1歳魚の漁獲が少なかったという状況でございます。

次のページにいていただきまして、こちらの右側のグラフ見ていただきますと、資源量と産卵親魚量、SSBの推移を、先ほどの谷津部長の資料にも似たようなものございまして繰り返しになりますが、資源量としましてはこちらの棒グラフのほうですが、04年以降60万トンを超える規模を維持しております。それから産卵親魚量、青丸の折れ線グラフのほうも、06年以降は回復計画の目標であります18万トン水準以上を維持できているということになっております。

さらに次のページ、最後、0歳魚の資源尾数の推移と10年の予測というところで、これもご説明あったところでございますが、10年度はこの緑の棒グラフの部分ですけれども、17万トンという推定が現在されておまして、07年それから09年に次ぐ水準であるという推定が現在されております。今後もこのような高い水準の加入が毎年得られますように、産卵親魚量を確保していくことが課題であるというふうに考えております。

参考2といたしまして、各年の月ごとの休漁実績の表をお付けしております。

私からの説明は以上ですが、その他の取り組みとしまして、ミニ船団化について担当のほうから続けて説明させていただきます。

○加藤沿岸沖合課課長補佐 それでは沿岸沖合課のほうから、次の参考3という資料に基づきましてミニ船団等の取り組みについてご説明をさせていただきます。

従来のまき網船団方式で4から5隻程度で操業を行っておりますが、これにつきまして、運搬船や探索船を削減して、また運搬の機能を有するような網船を導入するというようなことで、2隻または1隻体制の操業に持っていきランニングコストですとかその他のコストの削減を図ってきております。またILOの基準を満たした居住環境を整備するというような形で、労働環境の改善等を図ってきております。これらにより、運搬機能や安全性・居住性等を達成するために漁船が大型化することがございますけれども、試験操業のもとで漁獲努力量が増えないかどうかというものをこれまで見てきているところでございます。

水揚量につきましては、過去の実績より減少するということがあっても、付加価値の向上などの取り組みによりまして魚価の底上げを図りまして、水揚げの金額を確保する等の形で計画どおりの実証が今進行中であろうかと考えております。詳細については後でご説明いたします。

この比較の方法でございますが、135トン型と80トン型とございまして、135トン型につきましては、年間でサバやイワシ等を獲る時期と、それからカツオ・マグロを行うような時期と、組み合わせに幾つかの幅がございます。そういう中で今回、北部太平洋海区で周年操業する船、または北部日本海海区ですとか中部太平洋海区とあわせて操業する船もございまして。また、同じ海区でもカツオ・マグロの操業の時期の長さが違ってまいりますので、結局、年間のカツオ・マグロの漁獲量だけで比較しても、操業した月の数によって漁獲量は比べにくくなってまいりますので、操業した月の数で漁獲量を割って月ごとの数量を出していくという形で比較しております。

欄外にございますけれども、例えば北部太平洋海区で5カ月でカツオ・マグロ1,000トン漁獲した場合、月平均200トンとなってまいります。6カ月で1,800トンですと、月300トンということで、この月にならした数量を比較しているということです。

それから、80トン型船については135トン型とは違いまして、周年、サバ・イワシ等を漁獲いたしますけれども、カツオ・マグロでの比較方法とあわせまして、月平均値で比較をしております。

次のページをお願いいたします。

135トン型でございますけれども、2つパターンがございます、これは八戸でやっている分でございますが、従来船団が4から5隻体制ということで、これにつきましてミニ船団あるいは構造改革事業に基づくいわゆるもうかる事業の取り組みというような形で、網船300トン型あるいは325トン型1隻に運搬船1隻をつけた形というものです。もう1つのパターンとしましては、これは石巻でもうかる事業で行われている分でございますが、2隻体制ではなく、網船、運搬機能付きの1隻415トン型で実施している分がございます。

これらにつきまして、先ほど申し上げましたような月の漁獲量で従来の船団と比較した場合、従来船団を100とした場合に、ミニ船団の①ではサバ・イワシ等変動ございますけれども、17年から21年の平均で従来船に比べて73.6%、2つ移りまして構造改革事業船①で同じく平均で87.6%、2つ移りまして②の船でサバ・イワシ等で45.7%ということで、従来船団と比較して漁獲量が下回っているということでございます。

カツオ・マグロにつきましても、ミニ船団①で平均で94.1%、2つ移りまして72%、それから2つ移りまして23.7%ということで、こちらにつきましても従来船団を下回っているというような状況になってございます。

続きまして次のページ、80トン型でございます。こちら従来船団が4隻体制のものをミニ船団ということで、網船270トン型に運搬船を1隻つけた形、あるいは構造改革事業で網船300トン型に運搬船1隻つけたような、2隻体制のミニ船団ということで実施してございます。これにつきましても、左の下でございますけれども、従来船団を100とした場合、ミニ船団②として平均88.3%、それから構造改革事業船の③、21年度から実施しておりますが、これ119%ということで従来船を上回ってはございますが、右側の表に移っていただきまして、これ個別名を出すと石田丸さんなのですが、石田丸さんはこの北部太平洋海区でも1位2位を争うようなたくさん獲られる船団でおられまして、4船団をお持ちですけれども、そのたくさん獲る中でも従来船団とミニ船団とを比較した場合に、ミニ船団のほうが②で65%、それから先ほどの構造改革事業船の③で82.4%ということで、やはり従来船団に比べて下回っているというような結果が出ているということございまして、従来船団と比べると船団の隻数が下がる中で操業のしにくさというようなことございまして、努力量については、全体として増大していないというようなことで今考えられるのではないかと考えているところでございます。

今後、さらにデータの蓄積を踏まえまして、今、試験操業で実施しておりますけれども、

本許可化に向けた検討について行っていきたいというふうに考えているところでございます。

説明のほうは以上でございます。

○松岡会長 ありがとうございます。

ただいま、資源回復計画に基づく取り組みの実施状況ということでご説明がございました。前回に比べて最近の新しい状況、休漁等の実績、それから先ほどのミニ船団、新しいデータを入れてご説明をいただいたようでございます。この点につきまして、何か皆様方、ご質問、ご意見等ございましたらお願いしたいと思いますけれども。

はい、宮川委員、お願いいたします。

○宮川委員 いろいろ努力していただいております。若年魚の保護についてこれまでも要望し続けてきたが、資源回復のための保護をすることが必要なマサバ太平洋系群の若年魚の状況について、新聞記事があったので、来る前にちょっと。

八戸沖で350グラム前後のマサバ主体で3日間で1万トンを超える漁獲があったということ。10月12日、水産経済新聞。それから北まき、今期最高のサバ漁で1日で7,500トン水揚げ。これ、11月10日、みなと新聞。我々のたもすくいでやっている大体10年分を1日で水揚げたということで非常に驚いています。

中央水研の試算では、北部まき網による近年マサバの若年魚に対して漁獲圧は下がっており、産卵親魚も増えつつあると聞いていますが、支援措置における休漁の確実に遂行されての結果であり、容易ならざる取り組みに対して改めて感謝いたします。

ただし、回復に転じたとはいえ、それは科学的な精密な解析した結果、上向きの傾向をつかんだというものであり、漁場で実際に資源水準とはほど遠いという、これは現場の見方です。

それから、資源回復は大中型まき網の努力にかかわっております。休漁措置によりせっかく下がった漁獲圧力をもとの高い状態に戻さないように、油断なく努力してもらいたいと思います。引き続き努力を期待している水産庁には、マサバ資源が本格的に復活を果たすまで、中央水研やまた地方の水試の出す科学的根拠を持つ数字に基づき、資源管理を続けていただきたい。資源の支援事業終了後も、引き続き漁獲圧力を十分に抑制されるような、あらゆる指導を残続していただきたいと思います。大中小型まき網の許可は国が出したものでありますので、国が責任を持って魚が増えるようによろしくお願いいたします。

○松岡会長 ただいま宮川委員から、最近のまき網の漁獲実績を踏まえて、引き続き回

復計画の努力をお願いしたいという要請がありましたけれども、これにつきまして、まず事務局のほうから何かございますでしょうか。

○木島資源管理推進室長 資源管理推進室長の木島でございますが、今お話ございましたように、まだまだマサバに関して、特に太平洋のマサバに関しては脆弱というか、まだよちよち歩きのような状態であるわけです。ですから、私どもとしてもできるだけ、今の回復計画への取り組みをしっかりと続けていくという考え方がまず重要だろうと思っております。

あと、後でご説明いたしますが、来年度から資源管理指針、資源管理計画という新しい資源管理取り組みが全国的に始まります。こういう取り組みも通じまして、より、特に産卵親魚をできるだけ増やしていく、また、特に今年はそれなりに幼魚というか、新しい発生がよかったようではありますが、小型魚をできるだけ獲り控えて、産卵親魚まで持つていくというその指導を引き続き続けていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○松岡会長 ありがとうございます。

先ほど、まき網の漁獲状況について話があったんですけれども、北まきをやっておられる野崎委員、どうでございましょうか。先ほどの発言を踏まえて、ちょっとコメントをいただければと思いますけれども。

○野崎委員 ある一定の加入量を踏まえて産卵親魚を守るために、宮川委員からもご指摘があったように、さまざまな模索しながらやっております。この間の7,000トンとったのも、休漁に加えてその後操業時間の短縮と、きめ細やかにやっておるつもりでございしますので、なお一層のご支援等お願いしたいと思っております。

それとあと、新操業形態についてですけれども、ある一定期間を過ぎまして、船舶の大型化はありますけれども漁獲努力量の削減等、このようにご説明できるような形になってきております。なお一層、皆様のご理解等をいただいて、新操業形態への移行がこういった資源管理等に結びつくものと信じております。

ただ、1点、現状、まき網はなかなか厳しいものですから、このシステム等への移行等の投資等なかなか難しいので、その辺のことを皆様の資源管理という点からもご支援いただいて、まき網全体がこのような資源管理のやりやすいシステム等に転換できるようにご支援等いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○松岡会長 ありがとうございます。

宮川委員、よろしゅうございますでしょうか。

そのほか、何かございますでしょうか。

山川委員、お願いいたします。

○山川委員 先ほど来の話の中で、資源は回復傾向にあると。ただしよちよち歩きで、着実な回復に結びつくように今後も管理をきちんとやっていかれると、そういうことでございますけれども。

そもそもの資源管理回復計画の目標値につきまして、この資料2の冒頭のところに「産卵親魚量を18万トン水準以上（なお、卓越年級群の発生状況によっては、資源の安定的な再生産を維持できる45万トン水準にできるだけ近づけるものとする。）」というふうに書いてありまして、それで現状の産卵親魚量、先ほどの谷津部長からのご説明にもありましたように、もう既に20万トン水準を上回っていて、当初目標の18万トン水準以上というのはクリアしているわけですね。そうしますと、今後の回復目標としてその18万トン水準以上というこれを掲げるのか、そうじゃなくて45万トン水準にできるだけ近づけるものとするという、そういったところを目指していくのか、果たして資源がどこまで伸びるのかという、高成田委員のご質問なんかにも関連してくるのかなという気もするんですけれども、来年度以降の新たな管理計画とかそういったものの中で、そういう管理目標はどういうふうに扱われていくのかというあたり、もし何かお考え等ありましたら聞かせていただければと思います。

○松岡会長 これは、木島室長でいいですか。

○木島資源管理推進室長 まず、サバの回復計画、これ後でもご説明をしようと思っておったんですが、資源回復計画につきましては、まず23年度にいったん終了をする方向で今調整をしたいと思っております。これはやっぱり年限のある計画だということと、あともう一つ、先ほど部長の挨拶にもございましたが、資源管理指針、資源管理計画、いわゆる所得補償制度が発足いたします。それに基づきまして、新たにサバについてどのような資源の改善方向を目指していくのか、計画をつくっていくのかということについては、平成23年つまり来年度に十分議論をし、このような場におきましてもそれを十分議論を尽くしていきたいというふうに考えています。

その中で、今、先ほど、たしか23万トンでしたかSSBが。当然ながら、今の現在20万トン程度の産卵親魚量を維持するというのは当然前提となると思いますが、さらに45万トン、安定的な産卵親魚量を達成するというのは、やはり私どもとしてもできるだけ早く目

指していきたい、実現していきたいと思っているところであります。そのために、どのような措置をしていけばいいのか、また、漁業者の方が納得して理解して、これならできるよというところほどの辺なのか、そこについては、先ほど申しましたように23年度にしっかりと議論をして決めていきたいというふうに考えております。

○松岡会長 ありがとうございます。

よろしゅうございますか。

大分、時間が迫ってきておりますので、次の議題に……はい、松本委員、お願いいたします。

○松本委員 今の点について、資源回復のためには努力をしていることはわかりますけれども、農業であれば、やはり現実に作付けをして育ってから、不作とかという判断ができるわけですが、漁業の場合であれば、獲れなければ不漁だという言葉を使ってしまうと。そういう観点から、この資源がなくなるのが不漁なのかという判断がつかないうちに、資源が枯れてしまうのがこの漁業の現状であると私はそのように思います。

私は当時からサバ漁を見えていますけれども、私は青森県ですけれども、下北半島からこの八戸の沖にかけて、若いころはかなりのサバの群れがあったというふうに私は認識をいたしております。このごろはほとんどのように、それこそ見られなくなったのが現状で、今のおりこの数量だと思っております。

そこで今、この資源を回復するためにはこういう努力もするんだということですが、やはりそれによって先ほども発言がありましたように、あと、このスルメイカとかブリ類というものを大量に獲るものですから、またそちらのほうの資源がそれこそ来なくなってしまうという感じがいたし、漁民が心配しております。やはり今、このようにマイワシとかさまざまな数の組み合わせはありますけれども、このスルメイカの1万2,000トンと言われているこの数量が、ほとんど青森県の八戸とか今、岩手県の久慈周辺にこれが集中しているようですけれども、その点について今、このスルメイカがイワシとかこのカツオ・マグロの組み合わせでなくて、スルメイカをどのように頼って今までまき網船が経営のほうに役立っているのか、その辺を一つお伺いしたいと思います。

○松岡会長 今の話、事務局、ちょっとお願いいたします。

○長谷沿岸沖合課長 マサバについては議論があったように、試行錯誤しつつということかもしれませんが、取り組みをしていると。そのときに、でもマサバのことだけ考えてはいけないうえ、全体いろいろな魚種があるわけですから、バランスよく考

えていくことだと思えますし。

それで、イカの資源管理については、基本はTACでやっているということで、実績的に言うとABCを踏まえてTACを設定し、実績からするとかなりTACを獲り残しているような状況があるわけですが、そういうことで国全体としてのスルメイカの資源管理はそういう形でまずおさえておきながら、あと、松本委員言われるような、八戸沖であったり久慈沖であったりとか操業上のトラブルが生じている面がありますので、その部分については洋上でのトラブル防止のためのルールづくりということで既に始めさせていただいておりますけれども、水産庁が仲裁役、行司役になってテーブルについていただいて、そういうトラブル防止に努めていきたいということで考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○松岡会長 松本委員、お願いします。

○松本委員 私はトラブルのことを言っているのではありません。今、そのような資源のことを言っているのであって、マサバだけを資源を回復のために今、操業日数を減らすとか、実績を減らすんだということですが、それによってイカとかブリ類を獲る、別の資源がなくなっていくので、だからそういう人たちのために資源を回復させるのもいいんですけども、イカとかブリ資源がなくなるので、その点を一緒に考えてほしいということです。

○長谷沿岸沖合課長 それについては当然そういうことだと思っております、はい。

○松岡会長 ありがとうございます。

よろしゅうございますでしょうか。

それでは、ほかにもございませんでしょうか。

はい、阿部委員、お願いいたします。

○阿部委員 宮城の阿部です。水産庁に1つだけ確認しておきたいなと思います。

このまき網船団、従来型あるいはミニ船団、それからもうかる事業に乗った構造改革船と。最近出た400トン型の本船型も出ております。マサバ資源を保護する、あるいは資源回復計画にのっとった計画であれば、当然、船主にしてもこの構造改革事業にのっとり、ミニ船団あるいは構造改革船団に乗った事業を推進、当然していくべきだと思うし、我々もそのほうが効率よくていいのかなと思います。

ただ、この事業を水産庁としてどの辺までやっぱりやっていくんだか、あるいは期限つきでやるんだか、船主からそういう要望あった場合、全部その従来型を構造改革船型に許

可をしていくんだか、その辺、見解があれば聞いておきたいと思います。

○松岡会長 事務局、お願いいたします。

○阿部委員 従来のミニ船団を、従来型の船団をミニ船団に持っていくか、それとも現在出ている第2たいよう丸のように、構造改革にのっとり、400トンの本船型、これをどの辺まで許可していくんだか。

○松岡会長 はい、お願いいたします。

○長谷沿岸沖合課長 現段階はその実証をしているということで、途中経過ですね。かなり、先ほども説明したように、年数経ってきまして、一般的に資源上の圧力は高まらないと、今やっているような操業形態であればですね、ということはかなり明らかになってきているなと思っておりますけれども。

今日ご紹介した中でも、ミニ船団のタイプと1隻で第2たいよう丸みたいなのもあって、まさにいろいろなパターンを実証して、それで、第2たいよう丸の試験操業はまだ1年しかやっておりませんので、まだまだもうかる漁業ということで実証していますけど、3年間の実証期間というものがありますので、そういうものを示しながら、じゃ、今度はまき網の業界のそれぞれの会社、船主さんのほうの判断として、我々はどのようなタイプを選んでいくのかという話になっていくんだと思います。

そのときに資源管理上問題のないような形というのを実証した上で、その中から個々の経営体を選んでいくという話の流れとしてはなっていくのかなと。そのときにまた、ただ、資金的にいろいろ難しいみたいな話も、さっき野崎委員言っておられましたけれども、現段階ではそういうことだというふうに思っております。

○松岡会長 はい。

○阿部委員 ただ、水産庁としては、やはり従来型からミニ船団なりもうかる漁業の船団に、早くサバの資源回復計画、あるいは資源回復だけを考えるのであれば、私はそのほうがベターなのかなと思いますけど、ただ、それだけではやはりいけないところ、今、船主の要望もありますんで、だから、その期限を決めないのか、そのままいつまでも実証事業としてやっていくのか、その辺、水産庁としてどう考えているかという。

○松岡会長 はい。

○長谷沿岸沖合課長 実証をして、その結果、資源の問題がないということであれば、当然それを制度化していくという流れだと思います。そうですね、実証済んだタイプから、問題ないということであれば認めると。ただ、いろいろな取り組み、さっきも言ったよう

にありますから、それぞれについてきちっとその実証結果を見ていくということだというふうに思います。

○阿部委員 ただ、実証を何年にするんだか、無限大に実証、実証って試験操業で持っていくわけでないんでしょう、水産庁としては、その辺。

○松岡会長 長谷課長。

○長谷沿岸沖合課長 そこは、今のもうかる事業の実証期間というのは3年ということで決めております。

○松岡会長 よろしゅうございますでしょうか。

それでは、そのほか何かございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、次の議題に移らせていただきたいと思います。議題4の「資源管理に関連する連絡・報告事項」というのが事務局のほうからございますので、お願いしたいと思います。

最初に、事務局から太平洋クロマグロの資源管理について情報提供があるということでございますので、事務局から説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○木島資源管理推進室長 それでは資料3に従いまして、お話をしたいと思います。マグロに関しましては、この春先、モナコから太平洋クロマグロについて国際取引を規制しましょうという提案がなされたわけです。これは、ワシントン条約の中でそういう提案がなされまして、結果としては否決されたわけですが、クロマグロに関しましては特に欧米諸国を中心として、資源の状況についてまたその管理について非常に関心が高い由でございます。特に我が国の場合には、大西洋クロマグロも太平洋クロマグロも非常に消費をする、特に太平洋のマグロに関しましては我が国周辺水域に産卵域があるということから、資源管理を率先してやっていかなきゃいけないだろうという考え方がございます。こういう中で、これはもう各浜またその県に対してもご説明をし、この話については十分聞いたことがあるという方がほとんどだと思いますけれども、現時点におけるその取り組みの内容、状況についてご報告をしたいと思います。

まず、沿岸のクロマグロ漁業についてであります。これは、現在は曳き縄漁業を中心として、多くの場合自由漁業で獲られている状況にございますが、やはりそのクロマグロを目的に漁獲が行われているという実態を考えますと、どういう方がどこで、どのような大きさのクロマグロをとっているのかという実態把握をしていかないといかんだらうという

考え方にあるわけでございます。すなわち、沿岸のクロマグロ漁業に関しましては、この広域漁業調整委員会をうまく活用いたしまして、委員会指示として届出制の導入をしていきたいというふうに考えております。

また、先ほど申しましたように、その届出をされた方が、どこでどの程度のマグロをとっているのかということの実態把握をするということから、漁獲の報告をしていただくという内容でございます。

今回のクロマグロの届出制の導入につきましては、まず今沿岸の方が主にとっておられる海域というのが、日本海と東シナ海であるものですから、まず23年度、来年度からは東シナ海、日本海で操業を行っている方を対象として届出制を導入していこうというふうに考えております。

ただ、やはり太平洋におきましてもクロマグロをとっている方は多数おられますものですから、太平洋の海域においても24年度から実施をしたいというふうに思っています。そういうことについても、当然ながらこの場でご説明をし、協議をしていきたいというふうに思っております。

内容につきましては、2ページ目をご覧くださいと思います。届出につきましては、届出書とあと漁船登録簿本を出していただくということになります。ただ、漁船登録簿本については、都道府県に管理が行われておるものですから、実際に漁船原簿が県にある場合には省略してもいいよということを考えて、できるだけ簡素化・簡略化をしてみたいというふうに考えております。

次に、漁績の内容でございますけれども、これは3ページ目をご覧くださいんですが、だれが獲ったのか、住所はどこですかとか、あとは何月にはどこの水揚げで、それからどこで獲りましたか。また4キロ以上、つまり、ある程度の大きさのものが何キロ獲りました、また、それ以下は何キロですと。また、養殖用の特に、非常に小さいヨコワというんですか、もっと小さいですかね、あれをどの程度獲りましたかということについてご報告をいただきたいという内容でございます。

それから、2枚めくっていただきまして、資料の3-2をご覧くださいと思います。今回、クロマグロの資源管理をする中で、当然ながら沿岸のほうに関しましては、届出をしていただいて実態把握をする。それ以上、今、規制をかけるとうことは考えておらないんですけれども、まず実態把握をしてどういう状況なのかということを確認したいというのが、沿岸に対する今回の新たな内容であります。

一方、大中型まき網漁業につきましても、かなりの漁獲が見られているわけであります。特に、今回、中西部太平洋まぐろ類委員会、これは太平洋のマグロについての国際的な委員会でありますけれども、その中では特に未成魚、太平洋クロマグロについて0歳魚から3歳魚までの成熟していないマグロについて、漁獲量を抑制していくべきだという内容が出されております。こういうことを踏まえまして、大中型まき網漁業につきましても、未成魚と成魚に分けて年間の漁獲を抑制していこうという考え方に今あります。ただ、その内容につきましても、具体的にどのようにしていくのか、どの程度にすべきなのかということに関しまして、今、関係の漁業者と調整をとっているところであります。

一方、当然ながら、産卵がどこで行われているのかと細かいデータも、大中型まき網漁業者に対しては協力を要請していきたいというふうに思っています。実際の開始時期につきましても、来年の4月から行いたいというふうに思っております。

クロマグロの資源管理については以上でございます。

○松岡会長 ありがとうございます。

ただいま、太平洋のクロマグロの資源管理について、事務局のほうから水産庁の方針も含めてご説明があったわけでございますけれども、これにつきまして何かご質問等ございましたらお願いしたいと思っております。

当面は日本海のほうで届出制へ移行して、近く太平洋海域については24年4月以降導入する方向で検討するというような、水産庁のご方針説明がございました。

よろしゅうございますでしょうか。

それでは、次の議題に移らせていただきます。続きまして、冒頭挨拶にございましたけれども、23年度概算要求ということで、資源管理・漁業所得補償対策、これについて予算要求がされているようでございます。この情報提供があるということでございますので、事務局から説明をお願いしたいと思います。

○木島資源管理推進室長 では、これも私のほうからご報告・ご説明をしたいと思います。

先ほど申し上げましたように、23年度4月から新たな資源管理制度が始まります。これは共済制度とあわせて漁業所得補償制度をしていこうと。具体的に申しますと、民主党のマニフェストに従って、こういう政策を展開していきたいということでございます。

資料の4をご覧くださいと思います。まず1枚めくっていただきまして、今回、新たに漁業について所得補償制度を行うということなんですけれども、これはもともと民主

党のほうから、農業・漁業・林業について所得補償をしていくべきだと。これは選挙のマニフェストにもあったわけでありまして。その中で農業に関しましては、今年から特に米をまず先行してやっていこうということで、全国的に米作農家に対して所得補償制度が展開されております。一方、ほかの農業、すなわち畑作ですとか果樹ですとか、ほかの農業者に関しましても来年度から実施をするという方向で整理がなされております。

一方、漁業に関しましても、平成23年度当初から所得補償をしていこうということになったわけですが、現実には、農業と異なりまして、特に沿岸の場合には非常に多種多様な漁業が営まれている、またかつ、その20万人漁業者のその所得の捕捉、それも年によって大きく変わるわけです。このような所得の捕捉が非常に難しい、コストもわからないということから、今回の漁業所得補償に関しましては、単に農業のように所得の不足分を補てんするという形ではなくて、共済制度を活用しようということになってございます。

なぜ共済かということ、共済を資源管理と結びつけたわけですが、これなぜかと申しますと、資源の状況がこれは魚種によってもばらばらなんです、まだまだ、先ほどのサバもそうですけれども低いものが多々ございます。このような低位にある資源の状況を改善するためには、今まで以上にしっかりと資源管理をしていかなきゃいけないと、そういう状況にございます。ただ、しっかりと資源管理をするためには、どうしても収入が不安定なる。すなわち休漁するですとか、ここでは操業しませんとか、いろいろなことをやろうとすれば結果としては漁業収入が落ち込むことがございます。

この漁業収入の落ち込みをどうするのかというときに、そこでいわゆる所得保険であります共済制度を活用することによって、その漁業所得を安定にし、経営を安定にし、結果として機動的かつしっかりと資源管理を進めていこうというのが今回の趣旨でございます。

所得補償に関しましては、現在、この2ページ目をご覧いただきたいんですけども、全体で560億弱、非常に大きなお金を投入しようというふうに考えております。この対象としては沿岸の漁業者の方、また沖合の漁業者の方、さらには遠洋、すなわちカツオ・マグロですとか、また養殖についても養殖共済でございますものですから、そのような方についても共済制度の支援、すなわち上乘せの支援、これは具体的に申しますと、共済の掛金について助成をする。また、今、積立ふらすという制度がございまして、それについても要件を基本的に撤廃し、かつ、積立ふらすの国庫補助率を上げるということを今要

求しているわけでございます。

実際に財務省との協議がもう頻繁に行われておるんですけども、なかなかこのままきれいにいくかどうかというのは予断を許さないんですが、私どもにすると、この内容で収入安定策をしっかりとやっていきたいというふうに考えているわけでございます。

特に資源管理についてどうするのかということなんですけれども、これは資料4-2を4枚ほどめくっていただきまして、資料の4-2の各論編というのがございます。それを1枚めくっていただきまして、資源管理についての今後の進め方でございます。これは実際にもう各県なりそれから団体を通じて、皆様方、実際にどういうふうに進めていくか考えておられるのかと思いますが、私どもとすると、まず大きな方向性として指針、すなわち資源管理の方向性を決めていきたいと思っています。

これは主要魚種については、国のほうで、すなわちサバですとかスルメイカですとかクロマグロですとか、そのような主要な魚種については国のほうで資源管理の方向を決めていくと。また、都道府県におきましては、その当該県の重要魚種について資源管理の方向性を決めていくということ、今進めているわけでありまして。

さらに、その方向性に従いまして、各漁業者、漁業団体と言ったらいいかもかもしれませんが、具体的に何をするのかと。例えば休漁をすべきだと考えた場合に、何日間休漁するのかというような計画をつくっていただくという内容でございます。

ただ、今回、計画指針に関しまして、共済制度が裏でくっついてくるものですからそこには一定の基準がございます。これが、1枚めくっていただきまして3ページ目でございます。今回指針、特に計画につきまして、どのような計画であれば、先ほど申しました共済の上乗せ支援を受けられるのかということなんですけれども、そこは資源管理もいろいろございます、休漁もあれば体長制限もある、また、稚魚放流も資源管理の一つでございます。

ただ、そういう中で、特に操業そのものを自主的に制限する、例えば船を休ませる、それから1日当たりの漁獲量を決める、もしくは漁業者ごとの漁獲を決めるというように、そもそも操業を制限しようという場合にはA類と、一番厳しいものだということに位置づけております。

次にBでございますけれども、例えば操業そのものは制限はしないけれども、区域を制限する、また体長制限をする、また期間を短くする、それからあと、例えば漁具を少なくするというようなものについてはB類ということでございます。

ただ、そのように漁獲努力量を制限はしないのだが、資源の積極的増大に資するような、つながるような取り組みとしては、例えば漁場を清掃するとか改善するとか、あとは種苗をふやしていこうという取り組みもございます。このようなものについてはCということで、Aについては1つでもあれば今回は支援の対象にしましょうという考え方にございます。また、Aがない場合には、BとCをもし1つ以上あるものについてはいいよと、支援対象にしましょうということをお考えしているわけでございます。

具体的には、各都道府県におきまして、このような内容の指針・計画が今実際に行われているというふうに承知をしております。

それから、1枚めくっていただきまして、このような取り組みが実際、確実になされているかということについても、履行確認をしなければ、これは非常に大きなお金が動くものですから履行確認を必要とするということをお考えしております。ここについても、今、都道府県の中で十分な検討がなされているというふうに思っております。

具体的には現在、来年度からの実施に向けて取り組みがなされていると思いますが、私どもとしてもできるだけこの制度が円滑に導入されるように、都道府県または漁業者団体とも十分と協力をし合ってやっていきたいと思っておりますので、この点について例えばわからないですとか、この点についてもう少し考えてもらえないかということがございましたら、できる範囲の中でしっかりと対応していきたいと思っております。

資源管理については以上でございます。

あと、次に養殖についても説明資料がついておりますけれども、これは漁場改善計画、今、持続的養殖生産確保法で漁場改善計画をつくりましょうということになっておりますが、その漁場改善計画の中で、従来であれば密度を規定しておいたものを、例えば一定量以下にしましょうと。例えば、尾数を減らしていきましょう、もしくは尾数を以前に比べるとこれだけ減っていますよ、もしくはふやさないというような場合には、共済の上乗せ支援をしていこうということでございます。

これにつきましても、現在、各都道府県の中で検討がなされているということをお承知しておりますものですから、十分にご協力をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○松岡会長 ありがとうございます。

ただいま、資源管理・漁業所得補償対策についてご説明ございました。これにつきまして何かご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたしますと思っておりますけれども。

それでは、宮川委員、お願いいたします。

○宮川委員 この問題で、組合のほうでもいろいろな話があるんですけども、100%漁獲共済に入っているところはいいんですけども、70%ぐらいしか入ってないところがあるんです。そういう場合の、漁獲共済に入っていないければ回答しないって言ってしまっているのか、何らかの格好でそこに乗つけられるのか、そこが今問題になっているんですけども、いかがでしょうか。

○松岡会長 はい。

○木島資源管理推進室長 実際に多くの沿岸もそうですし、沖合のほうもそうなんですけれども、かなり共済の加入率が低い漁業もあります、地域もあります。県によっても非常にばらつきがございます。そういう中で、計画指針づくりはすべて行わなければいけないのかということに関しては、それはなかなか難しいだろうなという気がします。

特に漁業種類の中でも、例えば定置漁業とか、自主的な資源管理そのものが難しいようなものもございます。そういう場合に、無理無理作ってくれということをおも申し上げるつもりはありません。ただし、やはり資源管理については、いかなる漁業者であっても取り組むべきであるというのが、私どもとすると大前提と申しますか、やれることがないのかということからすれば、やはり県として各浜として、計画はできるだけつくっていただきたいと。

ただし、履行確認については、厳格な証拠まで持ってこいということはなかなか難しく思うと思いますので、そこについてやっぱり都道府県とも今、話をしているところでありましてけれども、若干レベルの差をつけるとか、それから内容について、より緩やかなものがないのかということも含めて、県とは話をしているところでございます。

○松岡会長 宮川委員、よろしゅうございますか。

○宮川委員 うちのほうで、今まで漁獲共済入っていたんですけども、皆さんと一緒に操業はしていても、もう年とったから共済掛けなくてもいいだろうってことでやめた人と、初めから入っていない人があって、資源保護については一緒にやっているんですけども、共済を掛けていないっていう人もいるわけ。だから、そこら辺をすっぱり切っちゃって、これは共済に入っている人だけしか対応ができないよって言うっていいのだったら、仕事早いんですけども、そこら辺がすごく難しいところあって、どういう説明をしたらいいかということで、それだから、水産庁のほうで指針をつくるときに、はっきりそこら辺をしておいてもらえば説明がしやすいんですけども。

○松岡会長 はい。

○木島資源管理推進室長 具体的には、神奈川県さんとこれから話をすることになっておるんですが、ただ、私どもとすると、まず指針・計画を各浜で計画をつくる際に、今まで取り組んできたんだと、もしくは浜の中で話し合っ取り決めをし、それに従ってきた、みんなで一緒にやってきたんだというのであれば、そこはこの指針・計画制度が新たに発足することによって、その浜の秩序っていうかやり方が崩れてしまう。これ、一番まずいわけです。ですから、今までやってきたことはしっかりと中でコピーをするというか、踏襲していただければと思っております。

ただ、その中で、例えば30人が刺し網で同じような取り組みをしています。そのうちの例えば10人しか共済に入りません、あと20人は入らなかったといった場合に、じゃ10人の履行確認のやり方と残り20人の履行確認のやり方っていうのは、多分自ずと違ってくるんだと思っております。

そこは具体的に、やはり都道府県さんと神奈川県さんと話をして、どういうやり方が一番スムーズにいくのかというのは工夫をしていきたいと思っております。

○宮川委員 はい、わかりました。ありがとうございました。

○松岡会長 よろしゅうございますでしょうか。

そのほかございますでしょうか。

佐藤委員、お願いいたします。

○佐藤委員 福島の佐藤でございます。

前に所得補償の話があったときと大分変わってきて、やわらかくなってきたような気がするんですけども。ここにあるABCに、なるほどなって、今現在、私たち沿岸漁業やっているんですけども、ほとんど、今やっていますよね、こういうこと。もう目合いの制限をしたり、小さいものを獲らないようにしたりっていうこと、実際やっていますよ、もう今、やれって言われなくても。

でも、さっきの説明ですと、例えば私の水揚げがここ5年間平均で800万ぐらいあると。でも、それじゃだめだと、もっと獲らない努力をして600万ぐらいに設定しなさい、その上での所得制度を考えましょうとかっていう、私、そんな話に最初聞いたものですから、それではやっていけないと。これから魚はどんどん値段は下がる一方だし、その上にさらに獲らない努力したらもっともっと苦しくなると。こんなこと言って、こんな所得制度なんて受け入れられるわけないでしょうなんていう話を組合でしたんですけども、それと

は全く、今日の説明受けたらちょっとやわらかくなっているなというふうに思ったものですから、このA、B、Cの3つあるこの中のどれかにでも該当すれば、その対象にしますよってというふうな解釈でいいのでしょうか。

○松岡会長 事務局、お願いします。

○木島資源管理推進室長 私どもとしては、今の漁獲量を落とせとか、それから水揚げ高を落とせという説明をしたことはないんです。今、私どもが申し上げているのは、やはり資源の状況、浜によっても違いますし、それから魚種によっても違う。そういう中で、例えば悪い資源であれば、今よりかできることがないのかどうかまず検証をしてくださいと。例えば経営状況のこともあるでしょう、いろいろなこと、何かできることがないのか、それは水試の力も借りなきゃいけない、行政の力もかりなきゃいけない。そういうことをまず検討した上で、計画を作ってください。今、佐藤さんが言われたように、各浜ではみんな取り組んでいるんです。実際には例えばヒラメについても、何でもかんでもかなりやっていると思います。

そういうことも整理をした上で、かつ良い資源であれば、今までの取り組みを続けていけばいいでしょう。ただし、悪くなったときにはもっとやることがあるかもしれない。そういう点で計画をつくり、その計画に従って、より論理的な資源管理を進めていこうというのが今回の趣旨でございます。

○佐藤委員 さっきから資源回復、いろいろな大きいまき網とか何とか、サバやっているんですけども、我々沿岸で抱えるのは獲らない努力を、例えばヒラメの場合を例にとりてやりますと、最近増えていますよね、いっぱい。そして、なるべく小さいのを獲らないように獲らないようにしているにもかかわらず、単価は下がる一方で、毎年毎年、目合いを大きくして、30センチなんていうんじゃなくて40センチぐらいから上のほうばかりとれるようにしているんですが、それでもなおさら単価が下がっていくんです。こういうふうに獲らない努力をほかの魚に、今マガレイやっているんですけども、それも全く同じで、増えてくるとどんどん、どんどん値段が下がっていく。

これ、ここにいる人には大変失礼なんですけれども、資源管理、一生懸命頑張ってやればやるほど単価が下がっていくってこういう状況。変なあれがあるものですから、あまり獲らない努力もどこまでしたらいいのか、水産庁のほうにも、私、聞きたいくらいなんですけれども。その辺も含めて、この所得制度、もっとこう我々にやりやすいような方法を考えていただきたいと、こんなふうをお願いしておきたいと思います。

○松岡会長 ありがとうございます。

今のご意見も含めて、事務局のほう、よろしく願いいたします。

そのほかございますか。

はい、佐々木委員、お願いいたします。

○佐々木委員 養殖共済の所得方式の関係についてちょっと質問したいんですが。

まず、今回の漁業所得補償制度に積立ふらすを一つの基準にして所得方式に結びつけるという、基本的な説明を既に、全漁連のほうですか受けておるんですけども、この11年に漁業計画を立てた状況に戻してという、率についてはそういう意見もあるように聞いておるんですが、現在の魚類の養殖漁業の実態というのは、まさしくコスト高で魚価安ということで、廃業された方がたくさん零細業者にはおるといことなんです。人的にはひどいところでは50%、2分の1ぐらいに減少しておるわけなんですかね。

だから、そういう意味では生産量、尾数が増えるという条件にはないという状況なんですよね。ただ、積立ふらすができたときに、漁業者と国が1対1ということなんですけど、今回1対3にするということなんですけれども、やはり加入要件が十分に緩和されないと、我々が要求した所得方式というのは、結局1,000円で売らないと原価が割れる、800円にしか売れなかったという場合に、200円の格差について補償制度をつくるべきだということはずっと私は主張してきたんですが、そういうことも加味しながら1対3ということなんですけれども。これは魚種によっては、即加入できる要件もあるんですが、特にブリなんかについては価格形成から見て、なかなか今の90%補償の制度の中ではメリットが出てこないという状況にあるわけなんですよね。

だから、そういう意味で、もう少し実態を十分に調査した上で、この所得補償制度が活かされる、漁業者が持続できる一つの基本的な問題をぜひ基本に据えていただきたい。特に浜では、零細業者が今、そういう餌が上がり魚価が安いということということで、皆廃業していきよる状況にあるんですが、それにかわって大手がいわゆる漁業権行使の中に入ってくるといこと、全体的に日本の魚類養殖の尾数、漁獲、いわゆる販売量が減っていかないという現状が現実的にあるわけなんです。

そういう問題も含めて、やっぱり零細業者が本当に持続できて漁村に生き残れる、そういう養殖体系というものを十分基本的な上で改正、補助制度の確立をしていただきたいということを特にお願いをしておきたいと思います。

以上です。

○松岡会長 ありがとうございます。今、漁業の実態をよく調べてこのスキームをつくってほしいという要請がございました。

これは特にございますでしょうか。じゃ、お願いします。

○岩本栽培養殖課課長補佐 栽培養殖課の岩本でございます。資源管理・漁業所得補償対策の養殖の部分につきましては、漁場改善を実施していただく養殖業者さんに対して、共済掛金の助成をするというのが基本的なスキームでありまして、やはり基本としておりますのは活け入れ尾数ですが、そういうものを減らすことによって、それに伴い収入が減る、それに対して漁業共済の掛金補助をするという基本的な考え方をまとめております。

委員からもお話ありました、なるべく養殖業者さんがこの対策に加入しやすくなるようにということで、現在も財務省と折衝はしているところでございますが、都道府県とも、こういった形で対策を作るのがいいかというところは意見交換しながら進めております。残された期間も短い状況ではあります、そういった形で進めていきたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

○松岡会長 ありがとうございます。

今の発言でよろしゅうございますでしょうか。

財務省の折衝も大変だと思いますけれども、事務局、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そのほか、何かございますでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

それでは、議題の5のその他に移らせていただきます。委員の皆様方から何かございますでしょうか。

はい、宮川委員、お願ひいたします。

○宮川委員 大中網へのVMS搭載について、これまで公式の場で、伊豆諸島海域で違反操業を繰り返すまき網船にVMSを搭載させるよう主張してまいりましたが、実際に搭載しましたが、スイッチが入っていないと聞き、がっかりしています。その中、まき網全体にVMSを搭載するための予算が、2011年度概算要求に盛り込まれたと聞いていますが、その後、進捗と搭載後の監視体制をどのようにするか伺いたい。

なお、陸上からのデータ回収のコストは、ハードを整備するコストよりもはるかに安いので、断続的なデータ回収を担保する予算を確実にいただいて、水産庁が監視体制をとっていただきたいと思ひますが、そのことについてどういうふうになっているかお願ひします。

○松岡会長 これは、内海課長、お願いいたします。

○内海管理課長 宮川委員から、VMSのまき網船設置についてということでお問い合わせがありました。

実は、VMSをまき網あるいは沖底船につけさせていただきたいということで、予算要求を行っております。現在、概算要求を行って、これも財務と折衝中であります。なかなか全体の予算が厳しい中なので、財務からも厳しいことを言われておりまして、負けずに頑張っって予算を獲得したいというのが現状であります。

概算要求を行いましたときに、この場ではなかったんですが、水産政策審議会の資源管理分科会のほうにその旨ご報告をさせていただきました。こういう形で予算を要求するんだと。実はその折にも説明をさせていただいたんですが、今回のVMSを国のほうで機材、それから機材を設置するに当たっては、かなり技術開発、システム開発の要素があります。そこも含めてですので、いきなり予算が確保できればすぐというわけにはいかんのですが、そういうものを含めて設置をお願いしたいということで今考えております。

基本的には、資源管理の動きが、先ほど木島室長のほうからもありました、所得補償とも兼ね合わせて資源管理の絵姿を大きく変えていく。これは今まで資源管理、TAC制度ですとか資源回復計画、こういったものを中心にやってきたものが、説明にもありましたように、各県で指針をつくっていただいて、各地でやっていただいたその自主的な取り組み、それを資源管理計画ということでオフィシャルにオーソライズをして、それを支えるために収入安定対策をとっていくんだということ。

資源管理の枠組み、範囲も非常に広範にそれを広げて、その部分を公的にしっかり管理をしていきたいと思いますということで、ある種、資源管理については新しいフェーズに我々入っていくんだなというふうに思っています。

VMSの利用ですが、実はやはり資源管理をしっかりやっていくためには操業秩序、それからいろいろな意味での規律・規則、そういったものに従ってやはり漁業を行っていただくというのが非常に重要な部分がございます。我がほう管理課としては、資源管理と、それからそういう管理監督、取り締まりの部分もやっておりますけれども、違反をすとか何とかということではなくて、しっかりした資源管理を国が担保をしていくんだというところの観点から、そのVMSというものをつけさせていただいて、その部分での漁業管理がしっかり国でできるんだということで、新しいシステムを構築させていただきたい、そういう形での漁業管理をさせていただきたいということで、今、財務のほうに要求をし

ているところです。

ですので、各指定漁業の船主さんですとか団体には、実は概算要求の要求をスタートしたという折にも、これからいろいろな形でシステム開発をしていく、それから設置についてお願いをしていきたいということで話をしておるんですが、とにかくにも予算が取れないことにはそこがスタートできませんので、現時点では我がほう一生懸命財務と折衝をしていると。もし予算が確保できた暁には、また改めて各関係の団体のほうにはお願いをしていきたい、こういう構想を持っているんだということで、少し詳細な説明をやりたいなというふうに考えているところです。

以上です。

○松岡会長 よろしゅうございますでしょうか。

○宮川委員 同じ漁師なんで、決めを守ってやっている分にはいいんですけれども、結局区域違反が結構あるもので、それで我々休んでいるときもまたこれ、今日何百と揚がったよと言うと、それが信用できないっていうのかなと。その分で1社、2ヶ統に対して入れたんですけれども、それが実際に活躍していないということは、入れた意味がないじゃないのっていうことで、東京都さんにもさんざん頑張ってもらって、せっかく入れたものが役立っていないっていうような、そういう状態じゃ困るっていうことで。

だから今回、こういう予算を請求したことについても、請求して入れさせても、それが実らなければ何にもならないんじゃないかと、そういう話がありまして、また入れたときには水産庁のほうの技術をお願いします。

○内海管理課長 すみません、ちょっと誤解を避けるために。

実は前の一斉更新のときに、VMSの利用ということで、違反をされた船にはそういうものを使って、まあ、これからあまりそういうことをしてくれるなということで、そういう牽制作用もねらって設置したという事例があつて。今、委員が言われた船はその船だと思います。

それはそういう形でつけさせていただいたんですが、我が方で今考えているVMSというのは、全くそういうことから派生するのではなくて、資源管理全体ということで。今日の議論でも、資源管理とそれから漁場利用の関係、いってみれば今、宮川委員に言っていた、そういう規律の確保という部分は、まさに車の両輪ということで我が方も認識していますので、その部分でのVMSの利用ということでプランニングしたものだということでご理解いただければというふうに思います。

○宮川委員 はい、わかりました。

○松岡会長 ありがとうございます。

そのほかございますでしょうか。

それでは、事務局のほうから何か連絡事項等ございますでしょうか。

○坂本管理課課長補佐 この後の会議のご案内でございます。この同じ会場で午後1時から、太平洋の北部会ということでご案内しておりましたけれども、ちょっと時間が伸びた関係で、少しおくらせまして1時15分ぐらいからこの会場で北部会のほうを開催したいと思います。その後、引き続きまして太平洋の南部会ということで、一応開始は2時45分めどということでやりたいと思います。

委員の皆様方におかれましては、出席のほうよろしくお願いいたします。

部会の前に座席の配置を変えますもので、お荷物等はお持ちいただくか、もしくは貴重品だけお持ちいただいて、周りの棚にでも置いていただければと思います。

それから、次回3月の会議ですけれども、例年どおり次回は3月ということで考えておりました。詳しい日程につきましては、皆様方のご都合もお聞きしながらまた追ってご連絡したいと思います。

事務局からは以上です。

○松岡会長 次回は3月ということでございます。年度末でございますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、本日の委員会、これにて閉会させていただきますが、大変本日は寒い中を、議論は熱いものがございました。熱心なご討議をいただきまして、ありがとうございます。なお、議事録署名人で指名させていただきました海野委員と山田委員、お二方には、後日、議事録が送付されますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、これをもちまして、第14回広域漁業調整委員会を閉会とさせていただきます。ありがとうございます。

閉 会